

第3学年「社会」学習指導案

授業者 片山 元裕

2月21日(土) 3階C室 9:00～9:40 (話し合い11:00～11:45)

1 単元名 公園 ～「ボール遊び禁止」をどう考えるのか～

2 本題材を取り上げた意図

公園は、子どもたちにとって最も身近な生活空間の一つである。3年生の子どもたちは、友だちや家族と、時には一人で公園を訪れ、日常生活の一部として、遊びやくつろぎの時間を過ごしている。このような公園は、子どもにとって単なる遊び場であるだけでなく、安心して過ごすことのできる居場所であり、遊ぶ権利とも深く関わる空間である。一方で、近年の公園には多くの利用ルールが設けられている。「ペットの散歩禁止」「車両の乗り入れ禁止」「大声禁止」「花火禁止」など、さまざまな禁止事項が存在する中で、文京区では多くの公園において「ボール遊び禁止」というルールが定められており、同様の規制は東京23区の他自治体にも広く見られる。これらのルールは、未就学児や高齢者を含む多様な人々が安心・安全に公園を利用できるようにすることを目的としたものであり、公園を公共の場として維持していくための配慮と言える。こうした中、文京区では子どもたちの要望を踏まえ、区内10か所の公園において、時間や場所を限定した球技可能なエリアを整備している。しかし、子どもの立場に立って考えると、球技が可能な公園の数や利用できる面積、さらにはそこまでの移動距離を考慮すると、子どもたちがボールを使った遊びを十分に満足して行える環境が整っているとはいえない。

では、公園とは誰のためにあり、どのような場所であろうか。1993年の法改正により、「児童公園」から「街区公園」へと名称が変更され、公園は子どものための遊び場から、地域住民全体の利用を想定した公共空間へと位置づけが変化した。その結果、高齢者向けの健康器具やインクルーシブ遊具が設置されたり、市民の憩いの場となるよう休憩スペースが拡充されたりするなど、公園の機能は多様化している。また、文京区では公園の規模が小さいという地域的特性を踏まえ、各公園で機能を特化し、目的に応じた使い分けができるようにする工夫もなされている。その一方で、子どもたちは限られた範囲や条件の中で公園を利用せざるを得ず、自らの遊びたいという思いや、公園で自由に遊ぶ権利が十分に保障されているとは言えない状況も生じている。公園が公共の場である以上、すべての利用者の安全や快適さが求められるが、同時に、そこに生きる子どもがどのように遊び、どのように過ごすことができるのかという視点も欠かすことはできない。

本題材では、「ボール遊び禁止」という公園のルールを取り上げ考えることをきっかけに、「公園は誰のための場所なのか」「公共の場において、子どもの遊びや権利はどのように位置づけられるべきなのか」「これからの公園をどうしていくべきなのか」という根源的な問いを、子どもたち自身が考えることをねらいとした。自らの経験に根差した意見を出発点としながら、多様な立場や価値に触れ、これからの公園のあり方についてみんなで考えていきたい。

3 学習指導計画(10時間目/全18時間)

- | | |
|-------------------------------------|----------|
| 第1次 自らの経験から公園のあり方やルールの是非について考える | …3時間 |
| 第2次 地理的な視点や歴史的な視点などからルールの意義や課題を検討する | …7時間 |
| 第3次 ルールの是非や公園のあり方について考える | …本時3/4時間 |
| 第4次 これからのより良い公園づくりに向けて、子どもなりの提案をつくる | …4時間 |

4 本時の学習について

(1) 本時のねらい

ボール遊びができる条件を考えることを通して、公園のあり方について考える。

(2) 予想される本時の展開

主な学習活動と子どもの姿	留意点
1. 前時をふり振り返り、今日の問いについて確認する。	・丁寧に前時の話し合いの内容をふり振り返り、本時の問いに向かえるようにする。
2. みんなで話し合う。	・これまでの資料や他者の考えを生かしながら考えられるようにする。

□授業後の話し合いで話題にしたいこと

教室の中で、子ども一人ひとりの考えが尊重され、受け容れ合う空間であったか。